

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

県営住宅等の名称	所在 地	共同施設
県営住宅松島団地	五所川原市松島町六丁目	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営住宅新宮団地	五所川原市若葉三丁目 五所川原市大字長橋	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営住宅広田団地	五所川原市みどり町五丁目	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
特定公共賃貸住宅新宮団地	五所川原市大字長橋	通路、駐車場

2 指定管理者の候補者名

株式会社サン・コーポレーション（五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18）

3 選定理由

県営住宅等指定管理者審査委員会の審査の結果、株式会社サン・コーポレーションが指定管理者として優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

候補者の評価内容
<ul style="list-style-type: none">施設の設置目的を理解し、県が示した管理の方針に沿った提案がされており、入居者等の適切な利用が確保された運営が見込まれる。障害者、高齢者への対策として定期的な電話連絡での体調、安否確認を行うことや、状況に応じて、直接訪問等を行うとの提案がなされている。適切な人員体制の確保が認められ、事業計画に沿った安定的な管理運営が見込まれる。収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が高い。災害時の対応と実施体制が適切であり、また災害の被害による予防策も示しているなど、入居者の安全確保に関して優れた提案がなされている。個人情報の取得、利用、提供制限、管理について適正な取扱いが確保された運営が見込まれる。当該施設の指定管理者として良好な管理運営実績がある。

4 申請団体数

1 団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

○ 選定基準	配 点
・ 審査基準	
(1) 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	1 5
(2) 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	3 5
(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	1 5
(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績	3 5

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

委員長 千葉 健夫 (青森県県土整備部建築住宅課長)
委員 松本 大吾 (青森大学准教授)
委員 飯田 善之 (青森県建築士会会长)
委員 小鹿 正憲 (青森市都市整備部住宅まちづくり課長)
委員 中道 悟 (青森県県土整備部監理課長)

(4) 審査の経過

令和5年6月 1日 第1回審査委員会（審査基準等の決定）
令和5年9月 8日 第2回審査委員会（書類による審査）
令和5年9月14日 第3回審査委員会（ヒアリングによる審査）

6 審査結果

選定基準	得点	配点
(1) 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	53	75 (10×5名)
(2) 施設の効用を最大限に發揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	112	175 (35×5名)
(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	75	75 (15×5名)
(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績	131	175 (35×5名)
総 得 点	371	500